平成二十六年度	○・○○三
平成二十七年度	○・○○二
平成二十八年度	○・○○一

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・一四五」を「四・一四九」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万六千百円」を「八万六千四百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万千六百円」を「十一万千七百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二八、一〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「五六、三〇〇円」を「五六、九〇〇円」に、「八四、五〇〇円」を「八五、三〇〇円」に、「一一二、七〇〇円」を「一一三、八〇〇円」に、「一四〇、九〇〇円」を「一四二、三〇〇円」に、「一六九、〇〇〇円」を「一七〇、七〇〇円」に、「一九七、四〇〇円」を「一九九、四〇〇円」に、「二二五、六〇〇円」を「二二七、九〇〇円」に、「二五三、七〇〇円」を「二五六、二〇〇円」に、「二八一、八〇〇円」を「二八四、六〇〇円」に、「三一〇、〇〇〇円」を「三一三、一〇〇円」に、「三三八、三〇〇円」を「三四一、七〇〇円」に、「三六六、三〇〇円」を「三七〇、〇〇〇円」に、「三九四、五〇〇円」を「三九八、四〇〇円」に、「四二二、七〇〇円」を「四二六、九〇〇円」に、「四五〇、九〇〇円」を「四五五、四〇〇円」に、「四七九、〇〇〇円」を「四八三、八〇〇円」に、「五〇七、二〇〇円」を「五一二、三〇〇円」に、「五三五、六〇〇円」を「五四一、〇〇〇円」に、「五六三、七〇〇円」を「五六九、三〇〇円」に、「五九一、九〇〇円」を「五九七、八〇〇円」に、「六二〇、一〇〇円」を「六二六、三〇〇円」に、「六四八、二〇〇円」を「六五四、七〇〇円」に、「六七六、三〇〇円」を「六八三、一〇〇円」に、「七〇四、五〇〇円」を「七一一、五〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・七九六」を「八・八〇五」に、「八・二八五」を「八・二九四」に、「七・八〇一」を「七・八一〇」に、「七・三四二」を「七・三五〇」に、「六・九〇七」を「六・九一五」に、「六・四九五」を「六・五〇二」に、「六・一〇四」を「六・一一二」に、「五・七三四」を「五・七四一」に、「五・三八三」を「五・三八九」に、「五・〇五〇」を「五・〇五六」に、「四・七三五」を「四・七四〇」に、「四・四三六」を「四・四四一」に、「四・一五二」を「四・一五七」に、「三・八八四」を「三・八八九」に、「三・六二九」を「三・六三四」に、「三・三八八」を「三・三九二」に、「三・一五九」を「三・一六三」に、「二・九四二」を「二・九四六」に、「二・七三七」を「二・七四〇」に、「二・五四二」を「二・五四五」に、「二・三五七」を「二・三六一」に、「二・一八二」を「二・一八五」に、「二・〇一六」を「二・〇一九」に、「一・八五九」を「一・八六二」に、「一・七一〇」を「一・七一三」に、「一・五六九」を「一・五七二」に、「一・四三五」を「一・四三七」に、「一・三〇八」を「一・三一〇」に、「一・一八八」を「一・一九〇」に、「一・〇七四」を「一・〇七六」に、「〇・九六五」を「〇・九六七」に、「〇・八六三」を「〇・八六五」に、「〇・七六六」を「〇・七六八」に、「〇・六七四」を「〇・六七五」に、「〇・五八七」を「〇・五八八」に、「〇・五〇四」を「〇・五〇五」に、「〇・四二五」を「〇・四二七」に、「〇・三五一」を「〇・三五二」に、「〇・二〇二」を「〇・二〇四」に、「〇・二九九」を「〇・三〇〇」に、「〇・二五〇」を「〇・二五二」に、「〇・二〇一」を「〇・二〇二」に、「〇・一五五」を「〇・一五六」に、「〇・一三八」を「〇・一三九」に、「〇・一二一」を「〇・一二三」に、「〇・一〇二」を「〇・一〇三」に、「〇・〇八四」を「〇・〇八五」に、「〇・〇六八」を「〇・〇六九」に、「〇・〇五三」を「〇・〇五四」に、「〇・〇四一」を「〇・〇四二」に、「〇・〇二八」を「〇・〇二九」に、「〇・〇一九」を「〇・〇二〇」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇三」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十八年度	○・○○一

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表改定率改定政令別表第一第二号から第二十二号までの項中「第二十二号」を「第十号」に改める。

第二十七条第一項中「一・二六八一八二」を「一・二六九〇九二」に、「一・二六七二七三」を「一・二六八一八二」に、「一・二五七二七三」を「一・二五八一八二」に、「一・二四八一八二」を「一・二四九〇九二」に、「一・二四二七二七」を「一・二四三六三六」に、「一・二三七二七三」を「一・二三八一八二」に、「一・二一三六三六」を「一・二一四五四五」に、「一・二〇四五四五」を「一・二〇五四五五」に、「七十二万千五百七十円」を「七十二万二千二百四十円」に改め、同条第五項中「〇・九九九〇七八」を「一」に、「〇・九九七二七三」を「〇・九九八一五八」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一四五」を「四・一四九」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第三条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・七九六」を「八・八〇五」に、「八・二八五」を「八・二九四」に、「七・八〇一」を「七・八一〇」に、「七・三四二」を「七・三五〇」に、「六・九〇七」を「六・九一五」に、「六・四九五」を「六・五〇二」に、「六・一〇四」を「六・一一二」に、「五・七三四」を「五・七四一」に、「五・三八三」を「五・三八九」に、「五・〇五〇」を「五・〇五六」に、「四・七三五」を「四・七四〇」に、「四・四三六」を「四・四四一」に、「四・一五二」を「四・一五七」に、「三・八八四」を「三・八八九」に、「三・六二九」を「三・六三四」に、「三・三八八」を「三・三九二」に、「三・一五九」を「三・一六三」に、「二・九四二」を「二・九四六」に、「二・七三七」を「二・七四〇」に、「二・五四二」を「二・五四五」に、「二・三五七」を「二・三六一」に、「二・一八二」を「二・